

「子どもの体験活動の場」運営事業者の募集に係る企画競争の実施について、下記のとおり、告示する。

令和 6 年（2024 年）10 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 7 階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課子ども活動係
電話 011-211-2942

2 企画競争に付する事項

(1) 案件の名称

「子どもの体験活動の場」運営事業者募集

(2) 案件の詳細等

募集要項による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
以降、年度単位で更新を行う（更新は 3 回まで）

(4) 契約に至るまでの方法

公募型企画競争にて行う。

ア 参加申請書の提出

イ 参加資格の審査

ウ 企画提案書等の提出

エ 企画競争実施委員会による一次審査（書類審査）

オ 企画競争実施委員会による二次審査（プレゼンテーションを含むヒアリング審査）

カ 審査の結果、最も優れた企画提案者を優先交渉権者として選出

キ 選出された優先交渉権者と所定手続き等を経て、市財産貸付契約を締結。

ク 企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、募集要項による

3 応募資格

(1) 単独の法人又は複数の法人により構成される共同事業者であること。

(2) 以下①～③全ての要件を満たすこと。共同事業者による応募の場合は、①、

②は共同事業者総体が、③は共同事業者を構成する全ての法人が満たすもの

とする。

- ① 提案内容を自ら適切に実施できること。
- ② 提案内容の実施に必要な知識、経験、信用及び技術的能力を有すること。
- ③ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者。

イ 本市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）など経営状態が著しく不健全な者。

エ 地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団又は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者、その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者。

カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者。

4 企画競争募集要項等の交付方法

令和 6 年（2024 年）10 月 24 日（木曜日）から上記 1 の契約担当部局にて交付するほか、札幌市公式ホームページにてダウンロードできる。